

稲城市教育委員会公共的事業の運営及び名義使用に関する規則

稲城市教育委員会事業後援名義使用規則（昭和57年稲城市教育委員会規則第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、稲城市教育委員会（以下「委員会」という。）が事業を主催又は共催する際の運営名称並びに公共的事業における委員会の名義使用の承認基準及び事務取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主催 委員会が催しの開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催するものをいい、委員会が第三者と共同で責任を担い、共同で事業を企画運営する場合を含む。
- (2) 共催 第三者が主催する事業について、委員会が事業の運営に要する経費又は物品の一部を負担し、かつ委員会事務局職員が企画運営に参画し、当該事業の実施にあたるものをいう。
- (3) 後援 第三者が主催する事業について、委員会がその趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをもって支援する事業であって、前号に定める事業を除いたものをいう。

（主催及び共催の運営名称）

第3条 稲城市教育委員会事務局処務規則（昭和48年稲城市教育委員会規則第1号）別表第4の所掌事務に応じて管轄する課の課長（以下「課長」という。）は、所管する事業が前条第1号の定義に合致する場合は、委員会の主催とすることができる。

2 課長は、所管する事業が前条第2号の定義に合致し、かつ、第5条第1項各号を満たしている場合は、委員会の共催とすることができる。

（後援等名義使用の承認）

第4条 後援等名義使用については、承認を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、後援等名義使用承認申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該事業の開始日の30日前までに教育長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書兼事業概要等届出書
 - (2) 事業の内容及びその計画を明らかにするもの
 - (3) 事業の収支予算書
 - (4) 規約、会則、活動に関する資料等、申請者の内容を明らかにする書類
 - (5) その他教育長が認めるもの
- （後援等名義使用承認の決定）

第5条 教育長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、次の各号に掲げる要件に当てはまるかを審査し、承認することが適当と認めたときは、後援等名義使用承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- (1) 事業の主催者（以下「団体等」という。）が、次のいずれかに該当するものであること。

ア 官公庁及びこれに準ずる団体

イ 公益法人及びこれに準ずる団体（ただし、宗教法人、宗教団体、政党及び政治団体を除く。）

ウ 教育団体、地域団体、文化団体、福祉団体その他これに準ずる団体

エ 報道機関、学術研究機関その他これに準ずる団体

オ 稲城市又は委員会と協定等を締結している企業・団体

カ その他別表に掲げる要件のいずれも満たす団体

- (2) 前号イからカまでの団体は、事業の開催場所が、東京都内、神奈川県川崎市、姉妹都市及び友好都市以外の場合にあつては、当該団体の事務所、事業所、主な活動場所等が稲城市、姉妹都市又は友好都市にあること。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りでない。
- (3) 事業の目的及び内容が委員会の政策に合致し、その推進や市民の教育、学術、文化、スポーツ等の向上に寄与すると教育長が認めたもの
- (4) 事業の性質が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 事業の目的や効果が公益性のあるものであり、またその内容が募集チラシ等で判断できるものであること

イ 法令又は公序良俗に反しないもので、その他社会的な非難を受けるおそれのないものであること。

ウ 事業実施にあたり、申請時点で実施に必要な許可等を得ている、もしくは得られる見込みがあること。

エ 営利・営業又は商業宣伝を目的としていないこと。

オ 宗教の布教、教化、宣伝等の活動、又は宗教の意義を否定し、無宗教を勧める活動その他、委員会の宗教的中立性を損なうものでないこと。

カ 特定の政党を支持、又は反対するための行事その他、委員会の政治的中立性を損なうものでないこと。

キ 実施事業は、広く市民を対象とするものであること。

ク 事業実施にあたり、騒音や混雑等が伴う可能性がある場合には、その対策を十分に講ずること。

ケ 団体その他関係団体（以下コにおいて「団体等」という。）自らのために行う寄附又は署名活動を行わないこと。

コ 団体等、団体等が行う事業等への勧誘を行わないこと。

(5) 前4号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 会場の公衆衛生及び災害防止について、十分な措置が講じられていること。

イ 過去にこの規則による名義使用の承認を受けている場合、実績報告書の提出義務を履行しており、名義使用承認の取消を受けていないこと。

ウ 実施事業を遂行する際に個人情報を取得する場合は、その情報を事業の目的にのみ使用し、目的外での利用を一切禁止すること。また、適切な管理措置を講じ、個人情報の漏洩や不正利用を防止すること。

2 委員会が使用を承認する名義は、稲城市教育委員会とする。申請者は、前項に規定する承認の決定がなされるまでは、いかなる文書図書類にも委員会の名義を記載してはならない。ただし、教育長が認めた場合はこの限りではない。
(後援等名義使用不承認の決定)

第6条 教育長は、前条の規定による審査により、承認することが不適当と認めたときは、後援等名義使用不承認通知書（様式第3号）により、その理由を付し、申請者に通知するものとする。

（後援等名義使用承認の条件）

第7条 教育長は、後援等名義使用の承認に際して、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 委員会は、後援等名義使用承認を理由とした事業運営等にかかる支援は行わない。ただし、公共的、公益的観点から支援を行うことは妨げない。
- (2) 対象となる事業以外に名義を使用しないこと。
- (3) 後援等名義を使用した印刷物を作成する場合は、事前にその原稿を委員会事務局教育部教育総務課に届け出ること。
- (4) 事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応、処理等を行い、直ちに報告すること。また、その際、委員会は一切の責任を負わない。
- (5) その他特に必要と認める事項

（承認の期間）

第8条 名義の使用期間は、6月を限度とし、承認をした日から当該事業が終了する日までとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、この限りでない。

（後援等名義使用事業計画変更等の届出）

第9条 後援等名義使用の承認を受けた申請者（以下「承認団体」という。）は、当該事業の実施について、事業計画に変更を生じたときは、速やかに後援等名義使用変更申請書（様式第4号）を教育長に届出なければならない。

- 2 教育長は、前項に規定する変更申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認することが適当と認めたときは、後援等名義使用変更承認通知書（様式第5号）により、承認団体に通知するものとする。この場合において、教育長が必要と認めるときは、必要な条件を付することができる。
- 3 教育長は、前項の規定による審査により、承認することが不適当と認めたときは、後援等名義使用変更不承認通知書（様式第6号）により、その理由を付し、承認団体に通知するものとする。

（後援等名義使用承認の取消）

第 10 条 承認団体が、次の各号に掲げるいずれかに該当した場合、後援等名義使用取消通知書（様式第 7 号）により承認団体に通知し、当該事業の承認を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請により事業の名義使用承認を受けたとき。
- (2) 第 5 条の規定に該当しないことが判明したとき。
- (3) 前条第 2 項の規定により付した条件に違反したとき。
- (4) その他教育長が不相当と認めたとき。

2 承認の取消により、承認団体が損害を受けた場合においても、教育長はその賠償の責めを負わない。

3 承認の取消を受けた承認団体は、事業の実施にあたり、広報等で委員会の名義を使用している場合、速やかにその使用を取りやめ、訂正及び削除するとともに、当該事業が委員会が後援する事業でないことを明らかにしなければならない。

（後援等名義使用承認の実績報告）

第 11 条 承認団体が当該事業を終了したときは、事業の終了後 30 日以内に、後援等名義使用事業実績報告書（様式第 8 号）に決算報告書を添えて、教育長に提出しなければならない。

（その他の名義使用の名称）

第 12 条 教育長は、第三者が主催する事業のうち、第 2 条第 2 号に定める共催に該当しない事業について、申請者から協力、協賛等、委員会の関与が想定される適切な名称をもって名義使用の希望があった場合は、当該名称での名義使用を承認することができる。なお、この場合における承認申請等の手続きは、第 4 条から前条の規定を準用する。

（委任）

第 13 条 この規則に定めるもののほか、名義使用の承認について必要な事項は、教育長が別に定める。

（事務取扱）

第 14 条 第 4 条から前条までの事務は、教育部教育総務課で行う。

付 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行の際、この規則による改正前の稲城市教育委員会事業後援名義使用規則によりなされた後援名義使用承認は、この規則による改正後の稲城市教育委員会公共的事業の運営及び名義使用に関する規則に基づきなされたものとみなす。

第3条 この規則の施行の際、この規則による改正前の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和8年8月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行の際、この規則による改正前の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第 5 条関係）

第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる団体のうち、アからオまでのいずれにも該当しない団体等が満たすべき要件	1 主催者の存在及び所在地が明確であること。 2 規約、定款、会則その他を定めており、団体意思を表明する組織及び機構が確立されていること。 3 堅実な活動実績を有し、事業遂行の意思及び能力が十分にあると認められること。
---	--